

議長（志村 忠昭）

隅岡美子君に、お知らせをいたします。

ただ今、多度津町行財政改革特別委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしましたので、お知らせをいたします。

日程第33、多度津町行財政改革特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、金井浩三君の除斥を求めます。

（金井議員 退席）

3月17日、金井浩三君から、一身上の都合により、多度津町行財政改革特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、金井浩三君の多度津町行財政改革特別委員会委員の辞任を、許可することに決定いたしました。

金井浩三君の除斥を解きます。

（金井議員 着席）

議長（志村 忠昭）

金井浩三君に、お知らせをいたします。

ただ今、多度津町行財政改革特別委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしましたので、お知らせをいたします。